

事業評価シート

担当課・室長：環境安全課長

事業名	P R T Rデータの円滑な集計・公表等
上位施策名	化学物質対策
1 事業の概要	<p>「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）が平成11年7月に制定された。</p> <p>本事業は、P R T R法に基づき、事業者が把握して届け出た対象化学物質の排出量等のデータを迅速かつ効率的に処理集計するためのプログラムの開発・システムの整備 事業者からの届出データに届出対象外の発生源からの排出量の推計値を加えた我が国における対象化学物質の排出量等の公表のためのシステムの開発・整備を行うもの。 なお、本事業はP R T R法を共管する経済産業省と連携して行っている。</p>
2 進捗状況	<p>P R T R法の円滑な施行のため、必要な政省令の整備を進めるとともに、法律に基づく集計・公表等の事務体制の整備や制度の普及啓発活動を行っているところ。</p> <p>平成13年4月から、事業者による対象化学物質（354物質）の環境への排出量等の把握が開始されており、平成14年度に排出量等の届出がされる予定。届出データの集計・公表等は平成14年度後半を予定している。</p> <p>とも、平成13年度は、データの集計・公表のためのシステムの構築を進め、試行的な運用を開始する。</p>
3 評価	<p>P R T Rで得られる排出量等のデータは、環境保全上の重要な基礎データであり、行政にとっては、化学物質対策の優先度決定の判断材料として、あるいは対策効果の把握のために活用することができきる。また、事業者は、排出量等の把握を通じて、いわば化学物質の無駄な排出の状況を知ることができることから、自主的な化学物質の管理の改善により経営の効率化と環境保全を同時に図ることができる。さらに、国民は、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているのかを知ることができ、化学物質の管理や環境リスクについての理解を深めることができる。</p> <p>このようにP R T Rデータは有用性に富んでおり、その集計・公表・開示を適切かつ円滑に実施することの効果は極めて大きく、本事業の必要性は高い。</p> <p>また、データ集計・公表システムは、情報のニーズや分かりやすさを考えて、継続的に改良を加えていくことが必要である。</p>
4 予算事項名	・環境汚染物質排出移動登録（P R T R）制度基盤整備事業
5 対応副施策等	